

事務連絡  
令和2年11月27日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(感染拡大地域における催物の開催制限等)

第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められているところです。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各府省庁に対して、別添のとおり、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安が見直されることもあり得ること等について、連絡がございました。

各下水道管理者におかれましては、この旨ご留意いただくとともに、引き続き、各都道府県における動向を注視していただき、実際に催物を開催する場合には、「基本的対処方針」(3)6)①の内容を踏まえ、各都道府県からの要請に合った適切な措置を講じていただきますよう、本日、下水道企画課管理指導室から地方公共団体下水道担当者宛依頼したところです。

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願い致します。

(別紙) 感染拡大地域における催物の開催制限について (令和2年11月26日付大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添) 感染拡大地域における催物の開催制限について (令和2年11月25日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

以上